

經濟論叢

第九十二卷 第五號

- 一八九〇年代ロシア資本主義論争の特徴と背景……………田 中 真 晴 1
- ロック經驗哲学の構造 (二)……………平 井 俊 彦 21
- 日本における金本位制の成立 (2)……………小 野 一 一 郎 38
- 明治三十二年所得税法と減価償却会計(その二)……………高 寺 貞 男 58
-

昭和三十八年十一月

京 都 大 學 經 濟 學 會

日本における金本位制の成立(Ⅱ)

小野 一 郎

目 次

- 一、貨幣制度調査会の成立過程
- 二、坂谷プランの内容(以上九二卷三三〇)
- 三、貨幣制度調査会の帰結
- 四、銀本位維持論の背景(以上本号)

二、貨幣制度調査会の帰結

一八九〇年(明治二三〇)三月、衆議院における新貨幣法(金本位法)の提出理由の説明に際して、松方正義(首相兼蔵相)は「貨幣制度調査会ノ衆議ハ日下ノ幣制ヲ改正シ金本位ヲ採用スベシト云フニ歸着シマシタ」(集成十一卷四五七頁)とのべ、調査会の多数が現行の幣制を改革し金本位採用を決議したようにのべている。しかし衆知のように、この表現は事態を正確に示すものではなかった。以下この点について、簡単にふれておこう。

貨幣制度調査会が調査審議すべき課題として与えられたものは調査会規則第一条にかかけられたつぎの三項であった。(一) 近時金銀価格変動の原因及び其の一般の結果、(二) 近時金銀価格変動の我邦經濟上に及ぼす影響、(三)

近時金銀價格の変動は我邦現行貨幣制度を改正すべき必要あるや否や、若し其の必要ありとするときは新に採用すべき貨幣本位並に其の施行方法である。(集成十一卷四三二頁)

調査会は一八九三年(明治二六)十月二十五日第一回總會を開き、右の第一、第二の二項につき、特別委員に阪谷芳郎(當時大藏省主計官)、添田寿一(大藏省参事官)、金井延(法科大学教授、法学博士)、園田孝吉(横濱正金銀行頭取)、田口卯吉の五名を選定して調査させることにした。特別委員は園田孝吉を委員長とし、十一月四日より三十七回の特別委員会を開き、十八ヶ月にして、一八九六年(明治二八)三月二十七日、その調査報告が提出された。第一、第二項の調査事項の事実認定については全会一致であったが、これらもとづいた結論、つまり銀価下落の利害については特別委員会の意見は二つに分れ、有利であるとするもの(甲結論)は、金井、園田、田口の三名(いずれも複本位論者)であり、不利とするもの(乙結論)は阪谷、添田の二名(いずれも金本位論者)であった。¹⁾

(1) 甲結論は、「近時金銀比價変動ノ我邦経済社会ニ及ホス影響ハ全体ニ於テ頗ル喜フヘキモノアリ、然レトモ銀價ノ下落物価ノ騰貴ハ絶体的ニ國家ノ憂事ト云フヘカラス、孰ヤ本位貨幣ノ一時ニ暴落スルカ如キハ、経済社会ヲ紊乱スルコト極メテ大ニシテ、最モ怖ルヘキモノナルニ於テオヤ、唯銀價ノ向後際烈ナク下落スルカ如キハ其絶無ナルヲ信シ、且金銀比價ノ変動ヨリ本邦ト金貨國トニ及ホセル利害ヲ相對照スルニ当リ、本邦ノ利ハ大ニ金貨國ノ利ニ勝リ、本邦ノ害ハ遙ニ金貨國ノ害ニ及ハサルコトヲ明認ス。」とのべ、一方乙結論は「近時金銀價格変動ノ本邦ニ及ホシタル直接間接ノ影響ハ、或ハ利益トナリ或ハ損失トナリ或ハ常害ヲ醸スモノアリト雖、一時幾分カ輸出ヲ増進シ商業ヲ振起セルハ其利益中ノ主タルモノニシテ、労働者ノ困難及外圍貿易渋滞ノ如キハ其損害ノ最モ大ナルモノナリ、而シテ金銀價格ノ変動ヨリ米所ノ輸出ノ増進ハ、銀ノ輸入ヲ促カシ通貨ノ増加トナリ物価ノ騰貴トナリ、遂ニ輸入ノ超過ニ至ルハ事勿ノ順序ニ於テ免レ難キ所ニシテ、永久全般ノ利益ト認ムルコト能ハス。」としたのである。(集成第十二卷一一二頁。なお三八四、三八八頁参照)

三月三〇日の第二回總會では第三項をも特別委員に付託し、その報告をまつて、第一第二とあわせて討議すること

とを決議し、また特別委員に前記五名の他に渡辺洪基(貴族院議員)、益田孝(三井物産専務理事)の二名が加えられた。この委員会は同じく岡田孝吉を委員長とし、四回の会合を開き、五月十五日をもつてその報告が提出された。これによると、委員の所見はそれぞれ異なるものがあつたが、わが国の貨幣制度を改正する必要の有無については、これを目下の改正必要の有無と解釈して採決したところ、阪谷一人を除いて他の六名はすべて目下の改正の必要なしという点で一致した。

右の報告をうけて、五月二二日第三總會が開かれ、以後第六回總會まで上記全三項についての特別委員報告を審議した。六月十二日の第六總會において、渡辺洪基の動議にもとづく討論終結が可決され、つづいて採決を行つたところ、第一項第二項の調査事実については全員一致で之を可決したが、銀価下落の利害については、「近時金銀比価変動ノ我經濟社会ニ及ホス影響ハ、全体ニ於テ頗ル喜フヘキモノアリ：本邦ノ利ハ大ニ金貨國ノ利ニ勝リ、本邦ノ害ハ遙ニ金貨國ノ害ニ及ハサルコトヲ明認ス」(集成十二卷二頁、三八四頁)とするさきの特別委員会の甲結論を可とするもの十名、乙結論、すなわち金銀価格の変動は一時的に輸出増進、商工業の振興に寄与したがこれを「永久全般ノ利益ト認ムルコト能ハス」(同上二頁、三八八頁)とするもの五名で、甲結論が多数をもつて可決された。つづいて第三項の現行貨幣制度改正の必要の有無については、さきの特別委員会の採決の場合と異つて、目下改正のみならず、将来改正の必要の有無をも包括するものとして採決されることとなり、その結果、改正の必要ありとするもの八名、なしとするもの七名で、現行幣制を改正の必要ありとする前者が僅かに一名の差で可決された。ついで改正を必要とするものの中において、新に採用すべき貨幣本位について採決したところ金本位を可とするもの六名、複本位を可とするもの二名であつた。同七月三日の第七總會は以上の結果をとりまとめた調査報告を可決し、

同日その報告（貨幣制度調査会報告・同附録）を松方蔵相（明治二十八年三月渡辺國武に代る）に提出した。（同上二一七頁）右の調査報告の成立過程をみてもわかるように、調査会の結論は決して調査会の大勢を代表するものではなかつたのである。

第一に最終的な決定の行われた第六總會における現行貨幣制度改正の必要についての採決の方法は、大きな疑問をばらむものといわざるをえない。調査委員の一人であった原敬（当時外務省通商局長）が指摘したように、調査会に付託された第三項は「必スシモ将来ノ貨幣制度ヲ今日ニ於テ決定スルヲ要セス。『近時金銀價格ノ變動』ヲ主眼トナシ、此變動ハ果シテ現行制度ヲ改正スル必要ヲ生ジタルヤ否ヤヲ審査スルヲ以テ足レルモノト解釈ス」（同上、四四〇頁）ることが調査会規則に照して妥当であり、それ故、さきの特別委員会においては、これを目下の改正の必要有無と解して採決が行われたのである。貨幣制度調査会報告記載の各委員の意見についてみるに、貨幣制度の即時改正を主張するものは、意見を提出した十七名の委員中阪谷と三菱を代表する庄田平五郎の二名にすぎず、しかも庄田は複本位を主張したのであって、金本位即行論にいたつては阪谷一人にすぎなかつた。したがって第六總會の採決がさきの特別委員会の採決方法にしたがったならば、恐らく別個の結論に導かれたであろう。

(2) 河合榮治郎もこの点をつぎのようにつべている。『目下』改正の必要ありや否やと云う議論の内容は分明であるが、『将来』改正の必要ありや否やと云う議題は分明を缺いてゐる。『将来』の意味する時間の分量も不明であり、改正するとしても其の経過に就て其の見込に就て様々の意見があり得るからである。それを一括して『将来』改正の必要ありと云う側に包含するのは尠からぬ無難があると云わねばならない。（『河合榮治郎、前掲書二二二頁』）

(3) 渡辺作平「わが國の金本位制確立をめぐる論争」（ペンキング一八二号、一九六三・五）においては即時改正論者に田口卯吉を加えている。しかし、田口は積極的な複本位主張者であり、彼の理想とする複本位制の実現のため、わが國が率先、國際同盟の成立を誘導することをすすめるものであったが、直ちに現行幣制の改正を主張したわけではない。（集成十二卷四二五頁）

第二にさきの調査会第六總會の議決にも明らかなように、採決方法の変更によつてさえ、改正の必要は、わずかに一名の差で成立したのであり、しかも賛成八名のうち二名は複本位論者であつた。さらに、さきの議決において改正の要なしとした七名についても、かれらは、決して将来永久に現行幣制の維持を主張したのではなく、貨幣制度について態度を決しなかつた堀田正養(子爵、貴族院議員)をのぞけば、他はすべて複本位論者であつた。⁴⁾ けれども、採決方法の変更にもかかわらず、いぜん改正の要なしとした理由は、恐らく彼等が現行幣制改正の必要の有無を、『目下の』必要の有無と解する立場を固持したか、あるいは『将来』を含めての改正必要の有無という場合の『将来』の意味をさわめて『近い将来』の意味に限定して解釈したかいずれかによるものと思われる。

したがつて、第六總會の議決に参加した十五名の内訳は目標とする貨幣制度に則して分類すれば、金本位論者六名、複本位論者八名、態度保留一名となり、議決参加者に関するかぎり複本位論者の方が優勢でさえあつた。

(4) 加藤俊彦、『日本における金本位制度の成立』(文化史研究第二集)はこのうち堀田孝吉をあくまで銀本位制を主張する銀本位論者とされ、また調査会の前記十五名を金本位論者七名、複本位論者七名、銀本位論者一名とされているが、調査会報告堀田正養意見はつぎのようになっている。『将来採用スヘキ幣制ニ關シテハ、或ハ金貨本位銀貨本位若クハ複本位等各攻究スヘキ利害アルヘント雖、是レ規制ヲ改正スヘント決シタル後ニ論スヘキ問題ナリ。而シテ本員ハ我邦現行貨幣制度ヲ改正スヘキ必要ナント確信スル者ナレハ、之カ改正ノ必要ヲ認ムルニ及テ更ニ其方法ヲ明言スルモ敢テ晚キニアラサルナリ』と。(集成十二卷四二九頁)

もとより以上のことは、複本位論者が調査会において圧倒的多数を占めたということではない。議決の際欠席し、のちに意見書を提出した原敬、若宮正言(農商務省工局長)についてみても、両者はともに現行貨幣制度の維持を

主張する点で一致していたが、前者は複本位論者であり、後者は将来における金貨本位を肯定するものであった。また議決には参加していないが、調査会副会長田尻種次郎（大蔵次官）も、金本位論者であった。（北宮田尻先生伝上巻五三七頁）、したがって意見の表明なき者を除外するとすれば、調査会構成メンバーの約半数は金本位を予想するものゝ金本位論者であったといえるからである。

しかし、いずれにしても、当時においては、金貨論者ゝ金本位論者が多数を制したわけではなく、また、調査会報告の表面上の議決にかかわりなく、調査会の大勢は現行幣制すなわち当時の銀本位制の継続を、積極的にか、消極的にかの区別こそあれ、これを肯定する意見がすでにのべたように圧倒的多数であり、またその場合現状維持の積極的肯定論者の方が多数を制していたことも事実であった。

以上のことに因連して、同じことであるが、つぎのことも指摘されねばなるまい。すなわち、調査会の結論（金本位採用）は、銀価の下落がわが国経済に不利な影響を与えたという理由からみちびかれたものではなかったということである。

調査会の審議事項として与えられた三項目は本来論理的な必然的因連をもつべきものであった。第三項の結論は第一項第二項の事実認定と結論を基礎とし、その論理的帰結として与えられるべき性質のものであった。しかるに、調査会報告の議決は上記のように、第一、二項の事実認定からの結論における多数意見つまり近時銀価下落がわが国経済に好影響を与えたとする中結論（これを可とするものは、さきの原敬、若宮正吉を入れると十二名となる。即ち十二対五）と矛盾した結論を与えたのである。このことによつて報告は一貫性を欠き「実は相当曖昧なもの」（石橋湛山、日本金融史、改造社現代金融経済全集第十二巻、一〇九頁）とさえ評価される運命を荷うのであるが、この採決方法の變

更によつて生じた矛盾、つまり何故このような変更—その結果生ずべき矛盾を冒してまで金本位制を議決したかの理由についてはのちにふれよう。

四、銀本位維持論の背景

以上にのべた貨幣制度調査会の経過によつても明らかなように、調査会の大勢はその帰結と一応かかわりなく、当時までの銀価下落がわが国経済に好影響を与えたこと、また現行幣制の即時改正の必要を認めないということにかたむいていたことがわかる。

銀価下落の利害について、さきの第六總會の議決における五名の金本位論者の賛意をえた乙結論は、これを「永久全般ノ利益ト認ムルコト能ハス」としたのであるが、乙結論といえども、銀価下落の間接一時の結果としての利益は之を認めないわけにはいかなかつた。¹⁾

(1) 「本邦輸出貿易ハ金貨困トノ競争上、就中東洋市場ニ於テ非常ノ便益ヲ得。随テ輸出ヲ増進シ、尚之ニ關係アル商工業ヲ振起シ、労働者ノ需要ヲ増加シタルハ争フヘカラサルノ事實ナリ。殊ニ歐洲ニ於ケル日本米ノ販路ヲ拡張シ、且其價格ヲ騰貴シ、加フルニ定額納稅者ノ負担ヲ軽減シタルカ為メ、農業者ノ収益ヲ増加シテ農業ノ好況ヲ呈シタルコトモ亦認メサルヲ得ス。又此ノ如キ商工業ノ振起、農業ノ好況ハ各種ノ消費稅其ノ他困庫ノ収入ヲ増加ラ来セリ。

金貨困物価ノ下落ハ銀価下落ノ程度ニ及ハサルヲ以テ、本邦ニ於ケル金貨困ヨリノ輸入品ハ銀価ノ下落ニ隨ヒ價格ノ騰貴シタルト同線ナルカ故ニ、多少輸入ヲ抑制スルノ結果ヲ生シ、且從來海外ニ仰キタル日用品等ニシテ内國ニ於テ製造スルモノノ日ニ月ニ増加シタルヲ以テ、之ト相俟テ輸入ノ増加ヲ制止シタルモノ蓋シ少ナカラス。」(集成十二卷三八七頁)

したがつて乙結論におけるさきの銀価下落の利害に関する否定的結論も、銀価下落の影響についての将来を含む

判断にもとづくものであり、近時金銀比価変動の現時点における評価については程度の差こそあれ、甲結論と全く相容れない評価を下したわけではなかったのである。

このことは彼等の個人的意見に徴しても明らかである。たとえば添田寿一は「銀価下落ノ結果トシテ日下輸出貿易ニ増進ヲ来シ、商工業ヲ振起セシメ、労働者ノ需要ヲ増加スル等一時ニモセヨ幾分カ有益ナル收穫ヲ得ツツアルハ疑ヲ容レサル」(集成十二卷二九五頁)ことを認め、同じく栗原亮一も「金銀比価変動ノ為メニ、我邦ハ現在其害ヲ受クルヨリモ寧ロ其利ヲ享ケリ」とのべ(同上四〇九頁)、また第六総会の議決には参加しなかったが、同じく金貨論者若宮正音も「近来金銀比価ノ変動ハ金貨囤ヨリノ輸出ヲ渋滞シ、銀貨囤ヨリノ輸出ヲ増進セシメタルノ事實ハ既ニ判然セリ」(同上四四〇頁)とのべてゐる。

それゆゑ、銀価下落を利益とする評価は少くとも当時においては、金貨論者もこれを容認せざるをえない客観的事態に根ざすものであり、単に複本位論からの論理的帰結としてのみ与えられたものではなかったのである。

乙結論に贅意を表した金貨論者が阪谷を除いて、いづれも目下の改正の要なしとしてゐることも、金準備の不足と共に、なお、当時における銀価下落の利益が弊害を上廻るものであったことによるものであらう。

だから、この段階においては、さきの調査会の最終的議決において改正の要なしとした少数派の方が、むしろ論理的な一貫性を保持し、同時に目下の利害と目下の改正の要不要に關しては、調査会の事実上の多数を代表するものでさえあったのである。

彼等の見解は一般的には先記調査会の甲結論に展開されているが、ここでは二三の主要な見解についてみよう。

(2) 甲結論の指摘する銀価下落から生ずる利益は(1)輸出増進、輸入の抑制、(2)物価の漸騰、(3)債務者定額納税者の負担軽減、以

上の結果生ずる(4)商工業の発展、農業の好況、(5)労働者需要の増加、(6)租税その他収入の増加である。弊害としては、困費の増加、給料及び労働取得者の困難、債権者の不利、投機的企業の勃興、対金貨国輸入品の騰貴、奢侈の弊害、銀の濫入、為替相場の動揺よりする対金貨国取引の渋滞、金貨国からの資本投下の減少等が数えられるが、それらの中には利益によつて相殺されるか、或いは結果として利益を与えるものもあり、全体としてみれば利益に及ぶものではない。(同上三八二―三八四頁)

当時実業界の指導者を代表した調査委員の一人渋沢栄一によれば、金銀比価変動はわが国の対金貨国輸出を保護する傾向をもち、明治十一年(一八七八)と明治二六年(一八九三)とを比較すると、対金貨国輸出額はその間二十六割以上の増加を示し、一方対金貨国輸入額はわずかにその間七割余の増加を示したにすぎない。その理由は金貨国へ輸出する物品はその価格低落し、金貨国よりの輸入価格が騰貴したためである。その結果、工業の発達促進は進み、従来金貨国より輸入した商品を国内において製造するに至つたもの甚だ多く、「綿糸紡績、絹織物、木綿織物、洋紙、摺附木等ノ製造ノ如キ其著大ナルモノニシテ、此他数年來ニ勃興シタル各種ノ生産事業ハ殆ト枚挙ニ遑アラズ。終ニ學術応用ノ区域ヲ伸張シ、労働者ノ需要モ亦頻リニ増加シ国家ノ富源著々トシテ進歩スルヲ見ル。」これはわが国が銀本位国であつたために受けた利益であり、その間これにともなう弊害もなかつたわけではないが、わが国産業のうけた利益はその弊害をはるかにこえるものであり、またわが国の対金貨国債務は僅少であるからこれを償却することは困難ではなく、たとえ軍艦、兵器、船舶、機械等の購入代金が著しく増加しても、利益を超えらるものとはならないであろう。(同上、四三―四四頁)

園田孝吉によれば、日本は将来清韓兩國に対する通商の開発に最も努力しなければならぬが、日本をして他國に先んじて清國の商權を掌握しようとするれば、彼我の貨幣を統一することが必要である。しかるにいま日本が金本位を採用すれば、清國市場はイギリスがまさに鑄造せんとする英國弗銀(一八九五年二月鑄造布告)によつて専横さ

れ、日本に帰すべき商権も他國に壟斷されるおそれがある。またわが國が金本位を採用しても、清國その他の銀貨國で依然として銀貨が通用すれば、金銀比価の変動をまぬがれないばかりでなく、わが國の對銀貨國輸出は不利とならざるをえない。また世界市場において銀貨國と競争する場合、わが國は非常に不利な立場に立たざるをえないことは今日印度の實驗に徴しても明らかである。たとえば本邦輸出品の大宗たる生糸のごときも、もし金本位を採用すれば、イタリヤとの競争上現在のような優位を保ちえないばかりか、清國との競争上大いに不利な地位に立つことになる。したがって幣制改革は、近時大いに増進せんとするわが海外貿易の進路を阻碍するものであり、「徒ニ大嘗ヲ招キテ更ニ國家民生ニ裨益スル所ナキヤ明カ」なるものである。(同上、四三五—四三六頁)

また若宮正音は貨幣は單一にして変動なきを可とし、また社会の進歩にともない、國際貿易の便宜上から、將來わが國幣制を金本位とすることの妥当性を容認しつつも、今俄かに之を改めることは策をえたるものでないとし、その理由をつぎのようにならべている。第一に金貨本位とすれば、歐米資本が我國に侵入し、一方わが國の商工業はなお幼弱であるから豊富なる外資が入ってくれば、わが國産業はその實権の多くを彼の手に奪われ、「我邦天然ノ福利徳沢ハ殆ト外人ノ吸収スルニ任セサルヘカラサルノミナラス、我農工商業ノ獨立進取的発達ハ之力ヲメニ抑圧セラルルニ至ル」おそれがある。第二に銀価の下落が對金貨國輸出を増加せしめた事實は明白であるが、わが國はこの期に乗じて農工商業の増進をはかることが利益である。およそ後進國が先進國と通商して利益を保有し、かつ生産の増進をはかるためには若干の関税保護を必要とするが、銀価下落は自らこの保護政策となり、加うるに物価の騰貴は意外に微少であつて、内國生産は増進しまた外國品との競争に堪える趨勢にある。ことに金貨國からの輸入品は、多くは工業製品であり、日本の最も發展を必要とするものもまた製造工業である。したがって銀価下落は

好影響をもたらすものとして、しばらく現況を保持し、一大躍進を助長することが必要である。第三に現在わが国の貿易は対金貨国が七割を占め、東洋銀貨国とは三割にすぎないが、わが国において将来大いに発達増進すべきものは製造品であり、しかもその販路を拡張しうるところは欧米金貨国よりもむしろ東洋銀貨国にある。しかるに近時欧米諸国はその製造品の東洋諸国への輸出に勉め、市場における競争は劇甚である。だからこの際、わが国製造品の販路を拡張し、これらの競争に対処するには、現行貨幣制度を利用することが最も必要である。(同上四四〇—四四一頁)

これらの見解はいずれも、銀価の下落による、輸出増加と他方輸入抑制によつて、国内産業の発展がいちじるしく促進されたこと、つまり銀価下落↓輸出超加に経済発展の最大の要因⇨起動力を求めたものであった。

それは明らかに明治二〇年代における紡績業の発展に典型化される産業資本の興隆⇨工業化の進展⇨産業構造の變化と、それらの貿易面への反映⇨貿易構造の變化の開始という事態を注視し(第一―四表参照)、同時に、その場合、その幼稚さの故に、銀価下落を国際競争の主要戦略要素とせざるをえない、わが国資本主義の脆弱性⇨後進性そのものに立脚・着目するものであったといえるだろう。

このような複本位論者および一部金本位論者によつて提起された発展の銀価下落起動説に対し、さきの乙結論を支持した金本位論者(阪谷をのぞいてすべて日下の改正に反対)は、さきによつたように銀価下落の効果を認めるものであったが、発展の起動力については、これをつぎのようにのべている。

「明治十九年以降ニ於ケル本邦ノ経済ノ進歩ハ実ニ驚クヘキモノアリト雖モ、是レ多クハ幣制金融ノ整理ト、運輸交通ノ発達ト、学術応用ノ普及トニ因ルモノニシテ、此等ノ原因ヲ除キ去ルトキハ、單ニ金銀価格變動ニノミ因

第1表 諸会社数・資本金額の増加

	1884 (明17)		1887 (明20)		1892 (明25)	
	社数	資本金	社数	資本金	社数	資本金
農 業	61	千円 1,234	144	千円 2,924	361	千円 4,437
工 業	379	5,048	1,361	20,010	2,746	69,016
商 業	654	8,987	374	19,239	1,081	30,547
水陸運輸業	204	6,891	159	25,681	319	94,744
銀 行	1,094	78,788	1,095	79,327	1,137	90,588
合 計	2,392	100,950	3,133	147,183	5,644	289,334

(注) 帝国統計年鑑 (第10, 第13) による。

第2表 工業の発展

年次	工場数	職工数	使用馬力数 (蒸気力)	生産指数 (1894=100)			
				生 糸	絹 糸	織 物	造 船
1885	661	千人 10	1,442	36.5	5.4	16.5	39.5
1888	1,694	123	10,213	53.6	10.9	42.5	69.7
1889	2,259	220	15,339	62.3	22.9	55.4	58.7
1890	2,284	347	20,338	66.3	35.9	46.3	156.1
1891	2,480	322	22,693	84.5	49.6	64.9	118.7
1892	2,767	294	22,122	84.3	70.1	68.6	88.8
1893	3,019	381	27,181	94.2	73.1	82.1	88.5

(注) 日本統計研究所編，日本経済統計集による。生産指数は日本経済統計総覧による。

リテ生シタル結果ハ寧ロ小ナリトス。」(集成十二卷三八七頁)

更に彼等は銀価下落にともなうわが国物価の騰貴傾向が銀価下落と同じ速度をもつて進行しなかつた要因として、「學術ノ応用及天然力ノ利用、交通ノ便益及運搬費ノ低減、競争区域ノ拡張、外国物品ノ輸入等生産力及貨物ノ供給ヲ増加シ物価ヲ低下セシムルノ作用非常ニ強大トナリ」(同上) ことをあげ、これらの要因がなければ物価騰貴は一層著しくなつたであらうとのべている。つまり彼等にあっては、銀価下落にともなう対金貨国輸出増加そのものが、上記の要因—生産力基盤に支えられて

第3表 紡績（織）業の発展と綿貿易の変化

年次	綿糸生産	輸入高	輸出高	綿布生産	輸入額	輸出額	棉花輸入
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千担
1885	16	71	—	5,345	2,884	178	44
1886	16	82	—	7,348	2,317	231	46
1887	23	111	—	11,522	3,380	171	56
1888	32	158	—	12,227	4,692	154	119
1889	67	143	—	19,758	4,668	147	232
1890	105	106	31	13,098	4,129	174	261
1891	145	58	108	16,345	3,418	243	501
1892	205	81	109	18,403	4,668	544	786
1893	215	65	1,053	21,692	5,679	1,110	938

(注) 内外棉業年鑑による。但し松井清篇、近代日本貿易史第1巻、183--184頁による。

日本における金本位制の成立(Ⅱ)

第4表 貿易構造の変化(%)

類別	輸出		輸入		地域別	輸出		輸入	
	1886	1893	1886	1893		1886	1893	1886	1893
食料品	31.1	20.5	21.1	23.2	アジア	21.8	30.1	33.9	42.4
原料品	11.8	10.4	5.2	21.5	(中国)	(20.0)	(26.5)	(22.5)	(29.4)
原料用品	43.9	40.8	30.4	19.7	(インド)	(1.4)	(2.8)	(11.3)	(10.1)
全製品	9.9	24.5	41.2	33.1	ヨーロッパ	31.5	32.2	54.9	46.8
その他	3.3	3.8	2.1	2.5	(イギリス)	(8.7)	(5.7)	(40.2)	(32.4)
					北アメリカ	41.6	33.3	10.6	7.1
					(アメリカ)	(41.6)	(31.4)	(10.6)	(7.1)
					大平洲	1.9	2.6	0.3	0.4
					その他	3.2	1.8	0.2	3.3
計	100	100	100	100	計	100	100	100	100

(注) 類別比率は日本経済統計総覧による。地域別は日本貿易精覧による。

第九十二卷 三三〇 第五号

五〇

はじめて生じたものと考えられたわけである。

金貨論者におけるこのような発展の起動力としての非貨幣的要因の重視は、明らかに、第一に、銀価下落傾向の下での対金貨国軍需品購入支出の増大がもたらす財政への圧迫と、第二に、発展の物的基礎である先進金貨国からの生産手段輸入価格の騰貴によって、その実行に輸入が阻止される傾向があること、つまり、軍需力の増強と生産基盤の充実の対金貨国依存関係の圧倒的重要性を注視し、それ故に対金貨国為替相場の安定を可及的に維持することと輸入重視を必要とした日本資本主義の現実に着目・立脚するものであった。

それゆえ、両者は経済発展の起動力に対する基本的認識の差異にもかかわらず、いずれも日本資本主義の脆弱性、後進性にその現実的基礎をもつものであり、むしろそれ自体の矛盾から生ずる二つの側面——一はもってその劣弱性、後進性の故に戦略的要素としての銀価下落を重視し、一は同じ原因の故に軍事力の確保と生産基盤の充足における対金貨国関係の安定を求めるといふ——をそれぞれ排他的に強調したものと見えるであろう。前者は需要要因から生産（供給）を、後者は生産（供給）要因から需要をみた。

したがって、前者の見解は貨幣制度調査会の多数を代表すると共に、この段階において実業界、言論界の多数の支持をえたのであるが、それをもつて、ただちにこれらの見解が後進資本主義国たる日本のこの段階における産業資本なかんづく紡績資本の要求・主張を反映したものとのみいえることはできない。

(3) このような見解を示すものとして加藤俊彦前掲論文。

そのことはそれが原、若宮の意見に代表されるように政府官僚の支持をえていたのみでなく、伊藤博文、井上馨のごとき元老がのちにいたるまで金本位の実施に反対であったこと（公爵松方正義伝坤巻七一八—一九頁、藤田（伝三郎）翁

言行録九七—九八頁、添田寿一「金本位確立の回顧」、東京朝日新聞社、その頃を語る所取、同書一四〇頁参照)によつても了解できるだろう。同時に前者の見解はすでに述べたように単に複本位論者によつてのみ支持されたものではない。若宮正音についてはすでに述べたが、たとえば、大隈重信も「銀価下落の大勢」^Ⅱ「銀貨の衰勢」を挽回することは世界の大勢に通ぜざるものであり、わが国も早晚金本位とならざるべからざることをすでに予想しつつも、現実においては与えられた有利な条件を利用し、金本位への準備としてあくまで銀貨を吸収し、東洋ことに清国に向つて販路を拡張することを得策としている。(前掲「貨幣制度ニ付諸問案ニ対スル答弁書」所取「人隈伯ノ銀貨論」)

前者についてのべたことは後者の立場つまり非貨幣的要因を重視した金本位論者についてもいえる。すなわち、後者の主張はただちに政府官僚—絶対主義の意見のみを代表したものではなかった。主として大蔵官僚によつて表明された銀価下落への危惧—批判の中には財政—軍事力への危惧と同時に為替下落によつて庄迫をうけつつある貿易業就中輸入業者の、また生産手段(機械・原料)価格騰貴に対する産業資本それ自体の危惧を包含するものであった。このことはたとえば、後者が三井物産の益田孝のほか紡績業の綿糸輸出関税・棉花輸入関税の撤廃に尽力した自由党の栗原亮一によつて支持されていることによつても了解できるだろう。ただ当時の段階としてはこれらの危惧は、財政当局者にもつとも敏感に感知されつつあつたにせよ、現実的な危機要因として一般に感知される程に成熟しておらず、したがつて後者の意見は政府の統一的見解にまでも熟しえず、また産業界の多数の支持をうるほどの説得力をもちえなかつたといえるのである。後者を支持したものの自体が、当時の銀価下落の影響を一時的とはいへ評価し、同時に金本位への移行に必要な金基礎の欠如を理由として、現幣制の維持を是認せざるをえなかつたことも、当時の段階において、銀価下落の悪影響がなお未成熟であつた現実に根拠をもつものといえるであろう。

この点については、のちに、このような分裂した見解と動向が次第に金本位制に統一されてゆく過程について検討を加える際ふれることとし、ここではただ下記の二三の点を指摘するにとどめたい。

第一に金本位論者は銀価下落の効果を一時的なものにすぎないとしたのであるが、しかし、不換紙幣下において金銀比価変動の影響を直接的にみるをえない時期をしばらくおくとして、銀紙の開きが消滅した一八八五年以来一八九三年にいたるまで、銀価下落の影響が少くとも、さしたる弊害を与えず、この段階においてさえ、金貨論者といえどもその効果のみとめざるをえなかったということは、単に一時的な効果といつてすまされない内容を銀価下落がもつていたことを意味することである。

第二に、金貨論者の指摘する発展の非貨幣的要因（生産力要因（學術の応用、運輸交通の発達・輸送費の節約、機械輸入等々）の充実そのものも、少くともこの段階においては専らわが国自体の輸入能力に、つまりは輸出能力に依存するものであったといえよう。したがって、銀価下落起動説は決してこれらの生産力の基礎要因（発展の物的基礎を無視したのではなかつた。さらにまた彼等はこれらの効果の永続を期待したのではなかつた。（それ故に彼等は複本位制の樹立を期待したのである。）ただ彼等は当時に行たる銀価下落のもたらす輸出の増進、物価の漸騰と他面貨幣騰貴の遅れから生ずる利潤率の上昇といった蓄積（発展の資本制下における起動動機への刺激を重視するものであつたといえることである。もつとも彼等はそれを排他的に強調したのであるが。

第三に、それゆえに、複本位論者は、銀価下落の原因ならびに貨幣制度に関する複本位制主張についての周知の謬見にもかわからず、少くとも当時の銀価下落の影響に関するかぎり、金貨論者よりもはるかに現実性と説得性をもちえたのであり、金貨論者の一部をも同調せしめたのであつた。むしろ、その場合、彼等の中には複本位論の

論理的帰結として、銀価下落を評価し、現行幣制の維持に賛成したというよりも、銀価下落の好影響を評価するが故に、複本位制に賛成するといった逆の論理をたどつた者も存在したことであろう。だから銀価下落の否定的側面が大きくなり、金本位への移行を是認しうる現実的基盤が拡大するや、これらの複本位論者はのちにのべるようにたちまち分裂し、解体を促進されることとなるのである。

第四に、注目すべきは、この段階において、幣制改革の要請が、横浜在留の外国会社・商人によって、皮肉にもさきの複本位論者を中心とする甲結論に銀価下落起動説の全面的肯定をとおして、与えられていることである。一八九四年(明治・七)六月十三日時事新報によせられた横浜在留外国人の銀価問題に関する意見書はつぎのようになっている。

「不幸ニシテ我々ハ今日一層形勢ノ不可ナルヲ感スルニ至レリ。如何トナレハ去年マテハ銀価ノ下落打続クモ、欧州製産品ノ金貨價格下落シテ幾分カ銀貨價格ノ騰貴ヲ輕メタレトモ、今日ニ於テハ西洋品ヲ輸入シテ其一昨年ヨリ高キコト二割五分乃至三割ニ及ヒ、夫レ丈ケ東洋ノ競争者ニ利益ヲ与ヘタレハナリ。

東洋ノ競争者中日本ハ特ニ貨銀廉ニシテ而モ機敏ナル無数ノ労働者ト、海外ニ輸出スル丈ケ充分ノ石炭アルヲ以テ、此好機ニ乗シ大ニ製産業ヲ発達セシメ遠カラス内屈指ノ生産国トナルヘキ勢アリ。

木棉紡績業ハ永年ノ間英国及印度ヨリ東洋へ輸出スル商品ノ主要部ヲ占メ、今モ尚現ニ占メツツアレトモ、日本紡績業ノ発達ハ雷ニ白国ノ需要ヲ允スノミナラス、支那ヘモ供給セントスル勢ニテ、若シ為換相場此儘ニ存スル時ハ東洋へ全ク彼レノ市場ト変スルモ蓋シ遠カラサルヘシ。」(貨幣制度調査会附録、集成十二卷五七七頁)

彼等はは一九〇二年すでに錘数約四〇万三千錘に達した(一八八三年四万錘)紡績業の発展に驚異し、さらに銀価下

藩の結果、輸入品の価格は騰貴し、そのための輸入品の買控えが行われるから輸入品の売れ口が減じ、国内製産品は直接競争者なしに益々発達する勢にあること、またこのことと関連し、輸入商人は打撃はうけるにいたつたことを指摘し、結論としてつぎのようである。

「以上ノ如キ有様ナルカ故ニ、今日ノ儘ニシテ永ク続ク時ハ世界商売ニ恐ルヘキ結果ヲ来スヘシ。而シテ若シ幣制ヲ變セント欲セハ須ク速ナラサルヘカラス。一箇月ヲ猶予スレハ一箇月丈ケ、二箇月ナラバ二箇月丈ケ其長短ニ相応シテ金貨国ヘ一時ノ害ヲ与フルノミナラス、永ク之ヲ除クコト能ハサルヘシ。如何トナレハ日本支那ノ紡績業ヲシテ基礎ヲ堅メシムル時ハ、英国ランカシャーヲ始メトシテ西洋ノ紡績業者ハ手強キ競争ヲ感シ恢復途ニ困難ナルヘケレハナリ。」(同上五七七―五七八頁)

では彼等は如何なる幣制を希望するか。彼等は上の引用文にすぐつづけてつぎのようになる。「故ニ我々ハ東洋貿易ノ信用ト繁栄ヲ恢復スヘキ第一著歩トシテ、万国貨幣會議ヲ開カシムヘク倫敦(ロンドン)引用者) 商法會議所カ英國政府ニ請求センコトヲ希望ニ堪エス。」(同上)

興味深いことは、彼等がさきの復本位論者の指摘した銀価下落のもつ輸出増進輸入抑制傾向のもたらす生産効果・国際競争力効果を肯定し、それゆえに、銀貨国の競争力の強化と産業資本の確立を恐れて幣制改革を希望するという先進国の立場を一面において反映するものであること。しかもその場合、彼等はなお、東洋銀貨圈に商権を保有し、彼等自体が銀貨の需要者、蓄積者として、銀価の維持に多大の関心を有する商業資本としての視点からいぜんとして復本位を希望するものとしてあらわれていることである。

ここに同じく復本位論者でありながら、現行幣制の維持を希望し、銀価下落の効果を可及的に拡大することを期

待したわが国複本位論者との決定的な差異が見出されると共に、他方この段階での本国資本の基本的方向との背馳⁴⁾も見出すことができるのである。

(4) イギリス本国における、一八八〇年代以後九〇年代の初期にかけての複本位論の抬頭は、銀価下落による銀貨困からの農産物輸入になやむイギリス農業の利害とともに、この東洋貿易との関連をもった商業資本⁵⁾所謂東洋貿易派の利害を反映するものである⁶⁾ (W. A. Shaw, *The History of Currency, 1252~1634, 1895, pp. 284-5.* 注イ藤野三郎、銀貨之過去現在未來、明治二六年九月民友社刊参照)。

最後に第五として、当時における複本位論者の、インド幣制改革の本質に対する評価について、一言しておこう。金貨論者が印度幣制改革を注視し、その動向の中に来るべき銀価下落の加速化の恐怖と金本位制の國際的潮流の東洋への侵透、同時にわが国の金本位制移行の可能性を感じしたのに対し、複本位論者は印度幣制改革のすぐれてイギリスの本質を、つまり幣制改革が貿易面においては、イギリスの利害にもとづき、銀価下落下におけるインドの輸出増加、輸入抑制、物価騰貴を通ずる銀貨困インドの工業化の発展と國際競争力の獲得、それから生ずる東亜市場におけるイギリス商品との代替効果を恐れ、このような傾向を抑制するために、イギリスと同一の幣制をしいて、もつてインドの発展をおさえイギリス品の販路を確保し、イギリスの利益を保持するものとしての側面つまり金本位制のもつ後進国への拘束効果をする⁷⁾と感知していたということである。

(5) このことをもつとも明確にのべた複本位論者の代表的著作として、信大淳平「日本貨幣制度論」明治二七年三月(日本經濟會社、日本貨幣制度論、明治二九年二月刊所収)、同書七五—七六頁参照。

このことは銀価下落下における銀貨困の貿易増加傾向という当時の趨勢とわが国自体の先記の現实的基礎に立脚するものであったとしても、一八九三年の印度における銀貨自由鑄造制の廃止直後において、早くもわが国の複本

位論者によって、インド幣制改革の本質の一面がするどく指摘されていることは注目すべきことであろう。そしてこの点においても、複本位論者はその現実の把握に関する限り、当時のわが国の位階||現実そのものをむしろより忠実に反映していたともいえるであろう。

(以下続稿)